

令和 6 年度三浦市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度の三浦市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 927,368 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,679,429 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 20 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,404,530	138,906	3,543,436
	2 国庫補助金	1,002,755	138,906	1,141,661
15 県支出金		1,130,048	△ 3,212	1,126,836
	2 県補助金	238,154	△ 3,212	234,942
18 繰入金		1,488,829	△ 58,662	1,430,167
	1 基金繰入金	1,488,829	△ 58,662	1,430,167
21 市債		2,884,592	△ 1,004,400	1,880,192
	1 市債	2,884,592	△ 1,004,400	1,880,192
歳入合計		22,606,797	△ 927,368	21,679,429

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,232,919	△ 1,142,174	5,090,745
	1 総務管理費	5,811,273	△ 1,142,174	4,669,099
3 民生費		6,878,448	214,806	7,093,254
	1 社会福祉費	4,035,125	214,806	4,249,931
歳出合計		22,606,797	△ 927,368	21,679,429

第 2 表 継続費補正

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	市民交流拠点整備事業	4,200,000	令和5年度	65,292	4,757,814	令和5年度	65,292
				令和6年度	1,498,811		令和6年度	356,637
				令和7年度	2,635,897		令和7年度	2,256,194
							令和8年度	2,079,691

第 3 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉総務費職員人件費	815
		価格高騰重点支援給付金給付事業	213,991

第 4 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 額	補 正 後 額
市民交流拠点整備事業費	1,379,400	367,100
市民交流拠点整備事業（道路整備）費	142,300	150,200

三浦市散骨場の経営等の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、三浦市における散骨場の経営等の許可等について必要な事項を定めることにより、散骨場の経営等その他散骨の適正を図り、もって公衆衛生の向上、生活環境の保全その他公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 散骨 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）第2条第2項に規定する適法な火葬によって生じた焼骨を粉末にしたもの（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。以下「焼骨の粉末」という。）を、墓埋法に定める埋蔵又は収蔵以外の方法で、地表等（陸地、水面又はそれらの上に存置された工作物その他の物件若しくは草木等の表面をいう。）へ投下し、又は散布する行為をいう。

(2) 散骨場 散骨を行うための区域をいう。

(3) 散骨場の経営等 散骨場において自ら散骨を行い、又は他人が行う散骨について受託若しくは承諾すること（当該承諾（黙示の意思表示によるものを含む。）の対象となる行為が散骨を含む当該区域の使用である場合を含み、当該受託又は承諾に係る対価の有無を問わないものとする。）について、業として行い、又は当該団体若しくは事業主が設立若しくは事業の目的に沿って行うことをいう。

(散骨場の経営等を行う者の責務)

第3条 散骨場の経営等を行う者は、周辺的生活環境及び市内産業に及ぼす影響（風評被害の発生を含む。以下同じ。）に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を形成できるよう努めなければならない。

2 散骨場の経営等を行う者は、その業務に関し、周辺的生活環境等に影響を生じさせた場合には、自らの責任をもって誠実に対応しなければならない。

3 散骨場の経営等を行う者は、散骨について、この条例（この条例の施行のための規則等を含む。）の規定又は次条第2項に規定する許可に付された条件のほか、刑法（明治40年法律第45号）その他の関係する法令、条例、規則その他の規程の内容を遵守するとともに、国、神奈川県又は本市が示

す指針等がある場合には、これに違背することがないように、十分に留意しなければならない。

（経営等の許可）

第4条 本市の区域内において散骨場（墓地（墓埋法第2条第5項に規定する墓地をいう。以下同じ。）の区域内における散骨場を除く。）の経営等を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可（以下「経営等許可」という。）を受けなければならない。ただし、公衆衛生等の見地から特に許可を要しないと市長が認める場合については、この限りでない。

2 市長は、経営等許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

（墓地等の経営の許可等に関する手続等に係る規定の準用）

第5条 次条に規定するもののほか、経営等許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び経営等許可を受けた者（以下「散骨事業者」という。）が行う手続等については、三浦市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年三浦市条例第1号。以下「墓地条例」という。）第4条から第8条まで、第10条及び第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、墓地条例第5条第2号中「墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民等」とあるのは「散骨場の近隣に居住する者及び土地又は建物を所有する者並びに散骨場の経営等により影響を受けることが懸念される農業、漁業等の事業を営む者で組織する団体」と、墓地条例第10条中「経営許可又は法第10条第2項による墓地等の変更若しくは廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けた者（以下「墓地等の経営者」という。）」とあるのは「散骨事業者」と読み替えるものとする。

（隣接土地所有者等の同意）

第6条 申請者は、当該経営等許可に係る申請を行う前に、あらかじめ、当該散骨場の経営等について、当該散骨場に隣接する土地（当該散骨場が含まれる1筆の土地又は一団の土地（一体として利用されている2筆以上の土地をいう。）（以下これらを「散骨場用地」と総称する。）と境界を接する土地（当該接する土地について当該申請者が所有権その他の使用の権原（以下単に「使用権原」という。）を有する場合には、当該申請者が使用権原を有しない土地であって、当該申請者が使用権原を有する土地（当該散骨場用地と境界を接する土地と連続した土地を含む。）と初めて境界を接する土地）をいう。）の使用権原を有する者その他当該散骨場用地から当該散骨場に隣接する土地に至るまでの土地の使用権原を有する者で申

請者以外のもの（当該散骨場用地について申請者以外に使用権原を有する者がある場合には、その者を含む。）の同意を得なければならない。

（許可の基準）

第7条 市長は、経営等許可に係る申請において、前条に規定する同意が得られていると認められなければ、経営等許可をしてはならない。

2 前項に規定するもののほか、経営等許可の基準については、墓地条例別表第1項から第3項第5号までの規定を準用する。この場合において、同表第2項第2号中「学校等」とあるのは「学校等又は農業、漁業等に係る区域若しくは施設であつて規則で定めるもの」と、同表第3項第1号中「内部の墓石等が見通せない高さの障壁、樹木等で外部と明確に区分」とあるのは「隣接地への焼骨の粉末の飛散防止のため、障壁等を設置」と、同表第3項第3号中「墓所（墳墓を設ける1区画のことをいう。以下同じ。）の総数に10分の1を乗じて得た数以上の駐車区画を有する駐車場」とあるのは「駐車場」と、同表第3項第4号中「墳墓を設ける区域にあつては1メートル以上、それ以外の主要な通路にあつては1.2メートル以上」とあるのは「1.2メートル以上」と読み替えるものとする。

（変更等に係る規定の準用）

第8条 散骨事業者が、経営等許可を受けた事項を変更しようとするとき（次条に掲げる場合を除く。）は、第4条から前条までの規定を準用する。

2 散骨事業者が、経営等許可を受けた散骨場の経営等を廃止しようとするときは、第4条の規定を準用する。

（申請事項変更届）

第9条 散骨事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の事業主にあつては、氏名及び住所）に変更（散骨事業者について、事業の承継等により変更があつた場合を除く。）があつたとき。

（2） 散骨場の名称又は所在地の表示に変更（散骨場の区域の変更を伴うものを除く。）があつたとき。

（報告の徴収）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、散骨事業者に対し、期限を定めて、当該散骨場の経営等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 散骨事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、市長に報告

しなければならない。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に散骨事業者の事務所又は散骨場若しくはその附属施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること（以下「立入検査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、散骨事業者が次のいずれかに該当するときは、散骨事業者に対し、当該条件、手続等及び基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第4条第2項の経営等許可の条件に違反しているとき。

(2) 第5条の規定により読み替えて準用する墓地条例第10条の工事着手若しくは墓地条例第16条の工事完了の届出をせず、又は墓地条例第18条の工事完了検査に関する証書の交付を受けずに散骨場を自ら使用し、又は散骨事業者以外の者に利用させたとき。

(3) 第7条の経営等許可の基準に違反しているとき。

(4) 第10条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 前条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 前項に定める勧告に基づく措置のための費用は、当該散骨事業者が負担しなければならない。

(改善命令)

第13条 市長は、散骨事業者が前条の規定による改善勧告に従わないときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

2 前項に定める命令に基づく改善のための費用は、当該散骨事業者が負担しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 市長は、散骨事業者が次のいずれかに該当するときは、経営等許可を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による改善命令に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により経営等許可を受けたとき。

(使用禁止命令)

第15条 市長は、経営等許可を受けずに散骨場の経営等を行っている者に対し、当該散骨場の使用の禁止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第16条 市長は、第14条の規定により経営等許可を取り消したとき、又は前条の規定により使用の禁止を命じたときは、当該散骨場の経営等を行う者に対し、期限を定めて、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項に定める命令に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるための費用は、当該散骨場の経営等を行う者が負担しなければならない。

(公表)

第17条 市長は、第13条又は前2条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(公共水域その他公共の場所等における散骨の禁止等)

第18条 何人も、河川、湖沼その他の公共の用に供される水域（海域を除く。）及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路において、散骨を行ってはならない。

2 何人も、前項に定めるものを除くほか、公園、広場、道路、海岸その他の公共の用に供される場所（海域を除く。以下同じ。）及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物において、散骨を行ってはならない。ただし、当該公共の用に供される場所、土地等における適法かつ適当な行政上の許可等（経営等許可を含む。）、私法上の使用の権利その他の散骨を行うに際しての権原が備えられている場合には、この限りでない。

3 何人も、散骨（海域において行うものを含む。）を行うときは、市長が別に定める指針を参照の上、産業等への影響を十分に考慮し、及び公衆衛生等の見地から適切に行わなければならない。

(墓地の区域内における散骨場の経営等)

第19条 墓地の区域内において散骨場の経営等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、墓地の区域内における散骨場の経営等に関し、当該墓地の施設等の内容について、この条例に定める経営等許可の手続又は基準に照らし、

公衆衛生等の見地から適切でないと認めるときは、当該散骨場の経営等を行う者に対して、その改善を指導することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の経営等許可を受けずに散骨場の経営等を行った者

(2) 第13条、第15条及び第16条の規定による命令に従わなかった者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第21条及び第22条の規定 この条例の施行の日又は公布の日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日

(3) 第18条第3項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例の規定による経営等許可に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に第4条第1項に定める散骨場の経営等を行っている者は、速やかに市長に届け出なければならない。

4 この条例の施行の際現に第4条第1項に定める散骨場の経営等を行っている者(次項に定める者を除く。)は、この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例の規定にかかわらず、当該散骨場の経営等を行うことができる。その者がその期間内に当該散骨場の経営等に係る許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

5 この条例の施行の際現に第4条第1項に定める散骨場の経営等を行って

いる者であって、公衆衛生等の見地から特に市長が認めるものについては、第3項に基づく届出が適法に行われたことをもって、当該散骨場の経営等に関し、経営等許可を受けているものとみなす。

- 6 この条例の施行の際現に墓地の区域内において散骨場の経営等を行っている者については、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出が適法に行われたことをもって、第19条第1項に規定する届出が行われたものとみなす。

令和7年1月20日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第3号

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	174,500	207,400	230,000	287,300	335,000	373,400
	2	175,600	209,000	231,500	288,900	336,900	376,000
	3	176,800	210,600	233,000	290,400	338,700	378,300
	4	177,900	212,100	234,500	291,900	340,500	380,500
	5	179,000	213,600	236,000	293,400	342,200	382,400
	6	180,100	215,200	237,500	294,900	343,900	384,700
	7	181,300	216,800	239,000	296,300	345,500	386,800
	8	182,400	218,400	240,500	297,600	347,200	388,800
	9	183,500	220,000	242,000	298,800	348,800	390,800
	10	184,600	221,700	243,400	300,300	350,500	393,100
	11	185,800	223,000	244,800	301,800	352,100	395,300
	12	186,900	224,300	246,200	303,200	353,700	397,500
	13	188,000	225,600	247,400	304,600	355,200	399,700
	14	189,700	226,700	248,600	305,700	356,900	402,000
	15	191,300	227,800	249,800	306,700	358,500	404,200
	16	192,900	228,900	251,000	307,900	360,100	406,500
	17	194,500	230,000	252,100	309,100	361,700	408,300
	18	196,200	231,500	253,200	310,700	363,500	410,200
	19	197,800	233,000	254,300	312,300	365,000	412,100
	20	199,400	234,500	255,400	313,900	366,600	413,900
	21	201,000	236,000	259,400	315,400	368,000	415,700
	22	202,700	237,500	260,400	317,000	369,600	417,500
	23	204,400	239,000	261,300	318,600	371,200	419,300
	24	206,100	240,500	262,200	320,200	372,700	421,100
	25	207,400	242,000	263,100	321,700	374,600	422,700
	26	209,000	243,400	264,700	323,400	376,500	424,200
	27	210,600	244,800	266,300	325,000	378,400	425,700
	28	212,100	246,200	267,800	326,600	380,200	427,200
	29	213,600	247,400	268,600	328,000	381,700	428,700
	30	215,200	248,600	270,000	329,700	383,500	430,000
	31	216,800	249,800	271,300	331,400	385,200	431,300
	32	218,400	251,000	272,300	333,000	386,800	432,500
	33	220,000	252,100	273,300	334,200	388,500	433,700
	34	221,700	253,200	274,300	336,100	389,900	435,000
	35	223,000	254,300	275,300	337,800	391,300	436,300
	36	224,300	255,400	276,400	339,400	392,700	437,500

37	225,600	259,400	277,400	340,900	394,100	438,700
38	226,700	260,400	278,700	342,500	395,300	439,500
39	227,800	261,300	280,000	344,100	396,500	440,300
40	228,900	262,200	281,200	345,700	397,500	441,100
41	230,000	263,100	282,500	347,400	398,600	441,700
42	231,500	264,700	283,800	349,200	399,800	442,300
43	233,000	266,300	285,000	351,000	400,900	442,900
44	234,500	267,800	286,200	352,800	402,000	443,500
45	236,000	268,600	287,300	354,300	402,700	444,200
46	237,500	270,000	288,500	355,700	403,400	445,000
47	239,000	271,300	289,800	357,100	404,100	445,400
48	240,500	272,300	291,100	358,500	404,800	446,100
49	242,000	273,300	292,400	360,000	405,400	446,600
50	243,400	274,300	293,400	360,800	406,000	447,000
51	244,800	275,300	294,400	361,800	406,500	447,400
52	246,200	276,400	295,500	362,800	406,900	447,800
53	247,400	277,400	296,600	363,700	407,300	448,200
54	248,600	278,700	297,800	364,800	407,500	448,600
55	249,800	280,000	298,900	365,700	407,800	449,000
56	251,000	281,200	300,100	366,700	408,100	449,300
57	252,100	282,500	301,300	367,600	408,400	449,600
58	253,200	283,800	302,600	368,300	408,700	450,000
59	254,300	285,000	303,900	369,000	409,000	450,300
60	255,400	286,200	305,200	369,600	409,300	450,600
61	256,400	287,300	306,500	370,000	409,500	450,900
62	257,400	288,500	307,800	370,600	409,800	
63	258,400	289,800	309,100	371,300	410,100	
64	259,400	291,100	310,400	372,000	410,400	
65	260,400	292,400	311,700	372,300	410,600	
66	261,300	293,400	313,000	373,000	410,900	
67	262,200	294,400	314,300	373,700	411,200	
68	263,100	295,500	315,400	374,300	411,500	
69	263,900	296,600	316,300	374,600	411,700	
70	264,700	297,800	317,600	375,100	412,000	
71	265,500	298,900	318,900	375,700	412,300	
72	266,300	300,100	320,200	376,300	412,500	
73	267,000	301,300	321,400	376,600	412,700	
74	267,800	302,600	322,700	377,200	413,000	
75	268,600	303,900	323,900	377,900	413,300	
76	269,300	305,200	325,100	378,500	413,500	
77	270,000	306,500	326,400	378,900	413,700	
78	270,800	307,800	327,500	379,400	414,000	
79	271,600	309,100	328,600	380,000	414,300	
80	272,300	310,400	329,700	380,500	414,500	
81	273,000	311,700	330,400	381,000	414,700	
82	273,800	313,000	331,300	381,600	415,000	
83	274,600	314,300	332,000	382,100	415,300	
84	275,300	315,400	332,800	382,400	415,500	
85	276,000	316,300	333,600	382,800	415,700	
86	276,700	317,600	334,000	383,300		
87	277,400	318,900	334,600	383,700		
88	278,100	320,200	335,300	384,100		
89	278,800	321,400	336,100	384,500		
90	279,500	322,700	336,800	385,000		
91	280,200	323,900	337,500	385,400		
92	280,900	325,100	338,100	385,800		
93	281,500	326,400	338,600	386,100		
94	282,200	327,500	339,200			
95	282,800	328,600	339,700			

	96	283,500	329,700	340,300			
	97	284,100	330,400	340,600			
	98	284,800	331,300	341,100			
	99	285,400	332,000	341,500			
	100	286,100	332,800	341,900			
	101	286,700	333,600	342,300			
	102	287,400	334,000	342,800			
	103	288,000	334,600	343,300			
	104	288,500	335,300	343,800			
	105	289,000	336,100	344,100			
	106	289,600	336,800	344,500			
	107	290,100	337,500	344,900			
	108	290,700	338,100	345,300			
	109	291,200	338,600	345,600			
	110	291,700	339,200	346,000			
	111	292,300	339,700	346,400			
	112	292,900	340,300	346,800			
	113	293,400	340,600	347,000			
	114	293,900	341,100	347,400			
	115	294,300	341,500	347,800			
	116	294,600	341,900	348,200			
	117	294,800	342,300	348,400			
	118	295,100	342,800	348,800			
	119	295,300	343,300	349,200			
	120	295,600	343,800	349,500			
	121	295,800	344,100	349,800			
	122			350,200			
	123			350,600			
	124			351,000			
	125			351,500			
	126			351,900			
	127			352,300			
	128			352,700			
	129			353,200			
	130			353,600			
	131			353,900			
	132			354,200			
	133			354,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	273,300	279,700	320,600	362,700

第2条 三浦市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の三浦市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から適用し、新条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（令和6年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年1月20日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第4号

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

フルタイム会計年度任用職員行政職給料表
(単位 円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	183,500	201,000
2	184,600	202,700
3	185,800	204,400
4	186,900	206,100
5	188,000	207,400
6	189,700	209,000
7	191,300	210,600
8	192,900	212,100
9	194,500	213,600
10	196,200	215,200
11	197,800	216,800
12	199,400	218,400
13	201,000	220,000
14	202,700	221,700
15	204,400	223,000
16	206,100	224,300
17	207,400	225,600
18	209,000	226,700
19	210,600	227,800
20	212,100	228,900
21	213,600	230,000
22	215,200	231,500
23	216,800	233,000
24	218,400	234,500
25	220,000	236,000
26	221,700	237,500
27	223,000	239,000
28	224,300	240,500
29	225,600	242,000
30	226,700	243,400
31	227,800	244,800
32	228,900	246,200
33	230,000	247,400
34	231,500	248,600
35	233,000	249,800
36	234,500	251,000
37	236,000	252,100
38	237,500	253,200
39	239,000	254,300
40	240,500	255,400

41	242,000	259,400
42	243,400	260,400
43	244,800	261,300
44	246,200	262,200
45	247,400	263,100
46	248,600	264,700
47	249,800	266,300
48	251,000	267,800
49	252,100	268,600
50	253,200	270,000
51	254,300	271,300
52	255,400	272,300
53	256,400	273,300
54	257,400	274,300
55	258,400	275,300
56	259,400	276,400
57	260,400	277,400
58	261,300	278,700
59	262,200	280,000
60	263,100	281,200
61	263,900	282,500
62	264,700	283,800
63	265,500	285,000
64	266,300	286,200
65	267,000	287,300
66	267,800	288,500
67	268,600	289,800
68		291,100
69		292,400
70		293,400
71		294,400
72		295,500
73		296,600
74		297,800
75		298,900
76		300,100
77		301,300
78		302,600
79		303,900
80		305,200
81		306,500
82		307,800
83		309,100
84		310,400
85		311,700
86		313,000

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 7 年 1 月 20 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年1月20日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三浦市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年1月20日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年三浦市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年1月20日提出

三浦市長 吉 田 英 男

工事請負契約の変更について

令和 5 年 9 月 28 日 議案第 59 号をもって議決を経た三浦市市民交流拠点整備事業公共施設建設工事（設計・施工一括）請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三浦市条例第 4 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

1 相手方

東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号

スターツ C A M ・ アール ・ アイ ・ エー 設計 ・ 建設共同企業体

代表者

東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号

スターツ C A M 株式会社

構成員

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 35 番 2 号

株式会社アール ・ アイ ・ エー 横浜支社

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
契約金額	4,199,800,000 円	4,757,813,500 円
履行期限	令和 8 年 3 月 13 日	令和 8 年 11 月 13 日

令和 7 年 1 月 21 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男